

消費税総額表示 と本屋さん

平成16年4月1日より、不特定かつ多数の者へ提示する商品・サービス価格はすべて消費税込みの総額表示とすることになりました。

ところで、総額表示には違反に対する罰則がありません。だから、というわけではないのですが、いまなお総額表示に切り替えていない業種の商品があります。本屋さんの本です。流通している多くの書籍のカバーには「定価（本体1000円＋税）」などと標記されています。そして、本屋さんの本は通常、その価格のみで売られています。中古本でない限り、本さんが本に印刷されている価格と異なる独自の値札をつけるということはありません。

先日、本を買って精算するとき、レジの係りに「本はどうして総額表示じゃないんですか、消費税法に例外規定はないはずだけど」と、話しかけたところ、「本は総額表示じゃなくてよいことになっています。詳しくはわかりませんが」というもので、回答になっていませんでした。

本には、総額表示にしにくい理由があるのは確かです。一冊ごとに異なる種類商品となり、何万点・何十万点という数になり、一点あたりの粗利の低さも絡んで、装丁を要する価格表示を個々の本屋さんに要求するのは過酷ともいえます。

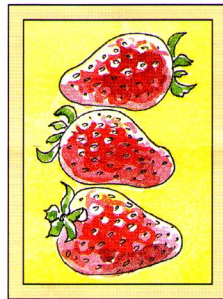
ただし、長期に刊行されることが予定されていない

短期売り切りの雑誌には総額が表示されています。また、広告・出版目録・ホームページ等で読者に提供する書籍情報についても総額表示が実行されています。

本屋さん店頭の新刊本の定価表示を見比べてみると、出版社によっては、総額表示をしているところがあり、必ずしも足並みはそろっていないことがわかります。出版・雑誌協会では、本のカバーや帯、売上カードなどに総額を表示するよう指針を出しています。

よく見ると、本の中に挟まっている短冊のような売上カードにはどれも総額が表示されていました。この短冊で総額表示しているから適法といえるかどうかは別として、総額表示困難といわれていた本屋さんでも、何とかしようと努力している姿勢がみえた思いがしました。

春爛漫、学校も新学年、新年度のスタートです。山桜で有名な吉野山。下千本、中千本、上千本、奥千本と山一帯の桜が少しずつ時期をずらして咲きます。中千本の桜が咲き終わるころ、散り始めた下千本の桜の花弁が谷を埋め、気流にのって舞い上がり、落花の桜と一緒に、花の渦となつて、あたり一帯を埋めることがあるそうです。5日清明、20日穀雨。



よく汝の店を守れ。
されば店は汝を守らん。

(アメリカの政治家
フランクリン)

4月の税務メモ

(国 税)		(地方税)
○3月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)	10日	○3月分個人住民税特別徴収分の納付
○2月決算法人の確定申告	17日	○給与支払報告書の異動の届出
○8月決算法人の中間(予定)申告	5月1日	○2月決算法人の確定申告
	"	○8月決算法人の中間(予定)申告
	"	○非課税法人の住民税均等割の申告
	"	○軽自動車税の納付
	地方条例による	○固定資産税、都市計画税の納付
		○固定資産税課税台帳の縦覧期間(1日から)

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。